

窒素酸化物-酸素濃度自動計測器（燃焼排ガス用）に関する質問書に対する回答

仕様項目	質問No.	質問内容	回答
1 機器及び納入条件 (3) 納入条件 計量法に基づく検定を受験していること。 窒素酸化物濃度計については0~50/250/1000 (ppm) の3レンジ 酸素濃度系については0~10/25 (ppm) の2レンジ	1 2	<ul style="list-style-type: none"> 酸素濃度計については0~10/25 (ppm) の2レンジとあるが、これは0~10/25 (Vol%) の誤記ではないか。 酸素濃度計については0~10/25 (ppm) の2レンジとあるが、5/10/25の3レンジでも問題ないか。 	お見込みのとおり。 問題ない。
2 機器等の仕様 (1) 納入する機器は以下の仕様を満たすこと。 ③測定原理がJIS B 7982（窒素酸化物）、JIS B 7983（酸素）に準拠すること。	3	<ul style="list-style-type: none"> JIS B 7983に掲載されているのはジルコニア方式であるが、当社が納入を予定している機器は限界電流式ジルコニア方式であり、構造は少々異なるがJISで求められている以上の性能を有している。問題ないか。 	提案の方式はJISのジルコニア方式として検定を受けられるので可と考えるが、提案方式はジルコニア方式と比べて構造が複雑となるため、定期的に交換が必要な消耗品があるならば「3付帯条件（1）」に示す消耗品として添付すること。
⑤窒素酸化物、酸素を同時に測定でき、窒素酸化物0~2,500ppm、酸素:0~25vol%が測定できること。	4	<ul style="list-style-type: none"> 1 機器及び納入条件（3）納入条件において、窒素酸化物濃度計については0~50/250/1000 (ppm) の3レンジとあるが、こちらでは0~2,500ppmと記載されている。どちらを想定すればよいか。（同趣旨で2,500ppmが測定できないことになるのではという質問あり） 	1の（3）においては、検定を受験している範囲を示しているのに対し、2の（1）⑤においては機器が測定できる値の範囲を示している。よって、1000ppm超~2500ppmについては検定の受験は不要と解されたい。
⑦60秒間隔で2時間程度のデータを保存でき、データをPCで取り出して解析できること。	5	<ul style="list-style-type: none"> 当社納入予定の機器は1秒間隔でのデータ保存となるが問題ないか。必要ならばExcelマクロをダウンロードして測定データを60秒間隔に修正することは可能。 	60秒間隔は最低限の要求仕様であるので、1秒間隔でも可。